

社会福祉施設及び医療施設等物価高騰対策支援金 Q&A

I 支給対象、支給額

1	事業所、施設等は岩手県内にあるものの、本社が岩手県内にない場合、申請できるか？	本社が岩手県外であっても、岩手県内を所在地とする事業所、施設等が存在する場合は、当該事業所、施設分については支給対象となります。 なお、本社が岩手県内であっても、岩手県外に所在する事業所、施設分については支給対象外です。
2	支給された支援金の用途制限はあるか？	支援金は電気代等の高騰分に活用されることを想定していますが、特段の用途制限はありません。
3	同様の趣旨の給付金を他団体（市町村等）から受けている、又は受ける予定があるが、この支援金を申請することはできるか？	他団体からの同趣旨の給付金の受給（予定を含む）の有無に関わらず、本支援金を申請することが可能です。 ただし、本支援金を受給した場合に他の給付金を受給することができるか否かは、他の給付金の支給要件等をご確認ください。

II 申請手続、申請書類

1	申請書に押印は必要か？	押印は必須ではありません。 ただし、申請者以外の銀行口座へお支払をする場合には、委任状（様式第4号）への押印が必要となります。
2	複数の事業所、施設を運営している場合、事業所、施設ごとの申請になるのか、法人単位での申請になるのか？	法人が運営する事業所、施設をとりまとめて申請してください。 支給申請書は、法人単位での申請が可能ないように1枚に運営する事業所、施設を複数記入することができます。 なお、1法人が異なる分類の事業所、施設を運営している場合は、申請分類ごとに申請書を作成いただく必要があります。
3	実績報告書の提出は必要か？	支援金支給のため、実績報告は不要です。 ただし、虚偽の申請があった場合は支援金の返還となります。

Ⅲ 障害福祉サービス事業所・介護サービス事業所関係

1	一つの事業所で複数のサービスを運営している場合、それぞれのサービス毎に申請ができるか？	指定を受けているサービス毎に支援金を支給します。
2	「入所系」と「通所系」の両方のサービスを実施しているが、それぞれ対象となるか？	「入所系」と「通所系」を両方実施している事業所は、両方のサービスで申請することができます。
3	介護サービスと障害福祉サービスを同一建物内で提供しているが、障害分野と介護分野でそれぞれ申請可能か？	同じ場所で提供しているなど、双方の事業所を一体的に運営している場合は、どちらか一方の支援金しか申請できません。
4	医療機関であって障害福祉サービスを同一建物内で提供しているが、障害分野と医療分野をそれぞれ申請可能か？	同じ場所で提供しているなど、双方の事業所を一体的に運営している場合は、どちらか一方の支援金しか申請できません。